

廃鍼の処理について（会員向け）

2023 年 7 月 1 日

○廃鍼の処理について

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」において、鍼灸の施術所から出る廃棄物は、「感染性廃棄物」には該当しませんが、鍼灸師の社会的立場と責任から、使用済みの鍼や血液のついた綿花等は「感染性廃棄物（鋭利物）」に準じた処理を行うことが推奨されています。
- ・各施術所で発生する廃棄物は、使用済み鍼・血液などが付いた鍼管や患部消毒済み綿花など適切に分別して廃棄してください。
- ・鋭利な使用済み鍼などは、1 リットルのガラスポット（百均で 220 円）や 1 リットルペットボトルなどに保管し、本人あるいは他の人が誤って刺したり触れたりしないように、保管場所を決めて高温多湿を避け管理をしてください。
- ・使用済みの鍼などは、あまり貯めすぎず、3 ヶ月から半年に一度は、最寄りの本会専用廃棄ボックスを設置する施術所の管理者に連絡を取り、適切に廃棄するようにしてください。
- ・会の専用廃棄ボックスに持ち込めるのは使用済み鍼のみです。使用済み鍼以外の廃棄物については、お住まいの自治体の分別規則に従って、適切に廃棄してください。

○廃鍼等の持ち込みについて

- ・会員の方が、本会の廃棄ボックスを設置している施術所に廃鍼等を持ち込む場合は、必ず事前にその施術所の設置管理者に連絡を入れるようにしてください。
- ※1 会員であっても、非会員が経営する施術所に勤務する者にあつては、その施術所で発生した廃鍼を代行して廃棄することはできません！
- ・設置管理者に連絡をする際は、氏名及び本会会員である旨、連絡先、持ち込む廃鍼等の大まかな容量を伝え、持ち込みの日時等を調整してください。
- ・持ち込みの方法は、廃棄物処理法の観点から持参のみとし、持ち込み時には会員証や免許保有証など会員であることを証明できるものを提示するようにしてください。
- ※2 持ち込む廃棄物に廃鍼以外の物が大量に含まれている場合には、受け入れが拒否されることもありますのでご注意ください！
- ・持ち込んだ廃鍼等については、設置管理者の指示に従い、適切に廃棄専用ボックスに移し、持参したボックスについては、感染・衛生管理に注意して持ち込み者が責任を持って、持ち帰ってください。
- ・持ち込み時の処理手数料は、会員は 1 リットル当たり 100 円となりますので、設置管理者にお支払いください。
- ※3 非会員の廃鍼を本会専用ボックスに廃棄することや、非会員からの廃棄を請け負って代理で会員が専用ボックスに廃棄することは認めていません。このような事実を認めた場合には、公正な会費運用の観点から 1 万円の反則金を徴収することとしています。

○専用ボックスの設置場所について

2023 年 7 月 1 日時点の本会の廃棄処理専用ボックスを設置している施術所は、下記 4 カ所になります。

- ① 橋田はり・マッサージ治療院（橋田 光史） 0880-35-4931
四万十市右山天神町 8 - 1 0
- ② 森岡治療院（藤崎 桂右） 088-879-0839
高知市朝倉本町 1 - 1 0 - 3 5
- ③ 友永鍼灸指圧院（友永 行保） 088-883-6916
高知市北金田 12 番 18 号
- ④ 手結・源気堂（林 道夫） 0887-54-0225
香南市夜須町手結 298-66

※1 上記以外に会の専用ボックスの設置を希望する会員施術所は、
法制部長（友永 行保：088-883-6916）までお問い合わせください。

※2 ただし、非会員が経営する施術所については、例え会員が勤務していても
専用ボックスの設置は認めません。

※3 また、会員の施術所に専用ボックスを設置しても、他の施術所からの廃棄
等の受け入れを行わない場合には、日本化工との個人契約になりますので、
廃棄手数料等についてもご自身で負担ください。